

制度情報－2024年10月の法令から－
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国デュアルユース品目輸出管理規制条例

(発令元) 国務院

(法令番号) 国務院令[2024]792号

(公布日) 2024年10月19日

(施行日) 2024年12月1日

1. 主なポイント

- (1) 本条例の適用範囲について、同条例は「属地主義」と「属人主義」の原則に基づき、以下のデュアルユース品目の輸出に対する禁止又は制限的措置を講じることが定められた。①中国国内から国外へのデュアルユース品目の移転。②中国公民、法人、非法人から外国組織及び個人へのデュアルユース品目の提供。国外又は外国組織、個人へのデュアルユース品目の移転、提供には、デュアルユース品目の貿易性輸出だけでなく、対外の贈呈、展覧、協力、援助及びその他の方式による移転も含む。(第2条)
- (2) 国務院商務主管部門は、後続で関係部門と共にデュアルユース品目輸出管制リストを制定及び調整し、社会に公表する。輸出管制リストを制定及び調整する際、商務部など主管部門は関係する企業、商会、協会など方面の意見を募集するか否かについての自由裁量権を有する。(第11条)
- (3) 本条例は、現行のデュアルユース品目分野の行政法規、規則で規定されていた関連輸出経営者登記制度を廃止し、輸出許可制度に変更した。(第14条)
- (4) 包括許可制度を細分化し、その適用条件やプロセスを規定した。(第16条)
- (5) 国際貿易上の規則と連携し、特定の状況下(例えば出国修理、展覧などの活動)において「情報記入登録による輸出証憑取得」方式でのデュアルユース品目の輸出を許可する。(第19条)

2. 今後の留意点

同条例は、中国現地の輸出経営者、及びデュアルユース品目に関わる輸出代理・貨物輸送・通関などに従事する企業における、輸出管制内部統制コンプライアンスに対し、より高い要求と厳格な法的責任を提起している。企業と取引する輸入業者、エンドユーザーが国務院主管部門の「注目リスト」及び「管理コントロールリスト」に組み入れられた場合、現地輸出企業のデュアルユース品目の輸出は個別許可申請方式に限られ、場合により輸出取引が制限、禁止される可能性もある。

また、同条例第 49 条は、域外管轄の効力を定め、国外の組織と個人が中国国外で特定の目的の国及び地域、特定の組織及び個人に移転、提供する特定の物品、技術、サービスについて規定しており、国務院主管部門は関係経営者に本条例の規則を参照して執行するよう要求する権利も有している。

各関係日系企業は国務院主管部門が公布した両用品目輸出管制リスト、「注目リスト」、「管理コントロールリスト」を適時に理解し、関連する製品の分類と輸出要求に合わせ調整する必要がある、必要に応じ外部の専門家に協力を仰ぎ処理することができる。同時に商務主管部門と積極的に連絡を取り、最新の政策及び執行細則を把握しておくことができる。（全文計 50 条）

『出産支援政策体系の整備加速による出産友好型社会の構築 推進に係る若干の措置』に関する国務院弁公庁による通知

（発令元）国務院弁公庁

（法令番号）国弁発[2024]48号

（公布日）2024年10月28日

1. 主なポイント

- (1) 同通知は出産保険保護の観点から、政府が条件を設けている地方において従業員基本医療保険に加入するフレキシブルワーカー、農民工、新就業形態の人員を出産保険に組み入れるよう指導し、同時に未就業者の出産医療費待遇保障を検討するよう求めている。（第 1 条）
- (2) 中国政府は今後、企業の産休、出産付き添い休暇、育児休暇などの出産休暇制度の執行に対する監督・チェックを強化する可能性があるため、企業は関連政策コンプライアンスに準拠して執行しているかどうか十分に留意する必要がある。（第 2 条）
- (3) 小児医療サービスのレベル向上の観点から、小児薬品の研究開発申告を奨励し、小児適用薬品の品種、剤型及び規格を豊富にし、条件に合致する小児用薬品を医療保険精算範囲に組み入れる。（第 5 条）
- (4) 包括的保育サービスの提供を強化し、コミュニティ、職場、家庭など社会的リソースによる託児サービス機構設立など多元モデルの発展を奨励するとともに、保育機構の税金・費用の優遇、水、電気使用料（一般住民価格に基づく執行）などの面からの政策支援を行う。（第 6 条、第 7 条）
- (5) 教育、住宅、就職などの面から政策支援を与える。例えば、企業が法に基づき女性従業員の妊娠出産期、授乳期の特殊労働保護制度を実施するよう促し、従業員のフレックス通勤、在宅勤務などによる業務を企業に奨励しており、企業は自社の具体的事情に合わせて決定する。（第 9 条、第 10 条、第 11 条）

2. 今後の留意点

同通知は出産支援政策やインセンティブ・メカニズムなど 13 条の措置を整備することにより、出産、育児、教育のコストを引き下げ、「3 人っ子」出産政策の執行、及び質の高い中国人口発展を推進する計画を提示している。

現地日系企業は、経営管理において現地で執行されている出産政策（産休、育児休暇、出産付き添い休暇など）に沿って総合的な制度設計を検討した上で、企業就業規則、労働契約にこれを反映し、改正後は民主手続の履行に加え就業規則を公示することにより、就業規則に法的効力与える必要がある。（全文計 13 条）

自由貿易試験区と国際高水準を結合した制度型開放試行措置 モデル普及業務の適切な実施に関する国務院による通知

（発令元）国務院

（法令番号）国函[2024]156 号

（公布日）2024 年 10 月 25 日

1. 主なポイント

(1) 税関での貨物の通関時間に要求を設けた。例えば、中国の全自由貿易試験区内において、中国の法規及び税関監督管理の要求に従い、必要な税関文書を提出し、必要な検疫手続きを完了した空輸速達貨物について、正常な状況では、税関監督管理業務エリアに到着後、6 時間以内の通関許可を要求している。

（附属第 3 条、第 4 条）

(2) 自由貿易試験区内に支社や子会社を設立準備予定である外国企業の高級管理職に対し、その臨時入国滞在有効期間を 2 年までに緩和し、その随行配偶者及び家族に同一の入国及び臨時滞在期間の享有を許可する。（附属第 11 条）

(3) 外商投資企業が外国投資家関連の金員又は費用を国外へ送金または海外から送金する際の制限を緩和する。例えば、確かに合法である場合、企業が国外投資家に自由に利息、配当、特許権使用料、投資清算所得などの金員・費用の送金を許可する。

（附属第 23 条）

2. 今後の留意点

2023 年 6 月、国務院は上海市、広東省、天津市、北京市などの自由貿易試験区と海南自由貿易港において、国際高水準の経済・貿易ルールとの結合を目指した試験プログラムを展開しており、1 年間の試行を経て更に広い範囲及び全国での普及を計画している。同通知の施行後、制度上は外資及び対外貿易企業における経済貿易とビジネス連携の便宜はアップするが、実務上では各地で実施方法が異なる可能性がある点に留意しなければならない。現地主管部門との速やかな意思疎通・交渉や、最新の執行措置への理解が求められる。（附属全文計 30 条）

中華人民共和國民營經濟促進法（草案意見募集稿）

（発令元）司法部 国家發展改革委員会

（公布日）2024年10月10日

1. 主なポイント

- (1) 本法を制定する目的は、民營經濟の發展環境を最適化し、各種主体の市場競争への公平な参加を保証することにある。（第1条）
- (2) 民營經濟組織とその経営者は、生産經營の際に法律法規を遵守しつつ、信義誠実を以て經營し、また企業として社会的責任を履行しなければならないことを提起した。（第6条）
- (3) 各種措置を通じて民間企業の公平な市場競争への参加権利を保証する。例えば、各地方政府が定期的な評価により全国統一市場と公正競争を妨げる内容を含む政策措置を撤廃するよう求めている。また、法律に別段の規定がある場合を除き、入札募集、政府調達プロジェクトにおいて民營經濟組織を制限または排斥する条件を設けてはならないとしている。（第11条、第14条）
- (4) 民間企業に労働組合などの組織がある場合、今後労働組合が従業員の合法的權益を守り企業民主管理における役割を發揮することを奨励し、後続で労働組合が労使関係維持においてより大きな役割を果たすようにする。（第38条）
- (5) これまで中国政府当局は関連法律と政策実施前に企業に適応期間を与えることは比較的少なかった。今回の本法意見募集稿では、国家機関が経営主体の生産・經營活動と密接に関連する法律・法規などを制定や、重大な政策を実施するにあたり、民間企業を含む經濟組織や業界団体、商会の意見を聴取し、実施前には実情に応じて企業に必要な適応調整期間を与えている。（第45条）
- (6) 本法の意見募集稿は政府当局に対し、民間經濟に関わる優遇政策の適用範囲、基準、条件、申請手続きなどを適時に社会に公開するよう、また企業が優遇政策を申請できるかどうかや具体的な申請手続き方法などが不明確にならないよう要求している。（第46条）

2. 今後の留意点

中国政府は今回、法律によって民營經濟を平等に扱い、平等に保護する要求を確定し、民營企業と経営者の合法的權益保護を法律で保障した。

但し本意見募集稿でいう民營經濟組織とは、中国国内に設立された中国公民が持分支配する、若しくは実質的支配者である営利法人、非法人組織及び個人事業主、及び前述の組織が持分支配する、若しくは実質的支配者である営利法人、非法人組織を指していることに留意しなければならない。外資独資企業及び中外合資企業が同法を適用して自身の合法的權益を守ることができるかどうかについては不確実性があるため、各日系企業は今後も本意見募集稿の法制定動向をタイムリーにチェックすることができる。（全文計77条）

医薬企業の商業賄賂リスク防止コンプライアンス

ガイドライン（意見募集稿）

（発令元）国家市場監督管理総局

（公布日）2024年10月11日

1. 主なポイント

- (1) 本ガイドラインの制定目的と適用範囲を線引きし、本ガイドラインは医薬分野の商業賄賂行為を予防・抑制を目的としており、また医薬企業のコンプライアンス管理システムの構築のガイドラインとなることを定めた。（第1条、第3条、第4条）
- (2) 医薬企業がコンプライアンス管理組織、コンプライアンス制度及び運営メカニズム及びコンプライアンス文化構築を奨励する。（第6条から第10条）
- (3) 学術訪問交流、接待、コンサルティングサービス、アウトソーシングサービス、割引・値引き及びコミッション、寄付協賛及び助成、医療設備無償投入、臨床研究、小売端末販売など9つの具体的なビジネスシーンにおいて、企業が注意すべき事項及び商業賄賂分野に存在するリスクポイントを詳細に列挙した。（第3章）
- (4) 本ガイドラインは医薬企業に商業賄賂のリスクが存在する場合の対応について具体的で操作可能な指導提案を提出した。例えば、企業が商業賄賂のリスク行為があった場合、直ちにリスク行為を停止し、第三者の専門機関に調査を委託し、内部統制コンプライアンス制度を評価・制定するなどである。（第44条から第49条）

2. 今後の留意点

本ガイドラインは意見募集の段階にあり、また本ガイドラインの正式公布・実施後にも強制力を有するものではないが、医薬企業が商業賄賂防止やコンプライアンス対応など具体的な調整を進める上で参考とすべき情報を提供している。

各日系医薬品企業は、同ガイドラインと結びつけ企業に存在する可能性のある商業賄賂行為を識別し、現地弁護士に企業のリスク評価を依頼し、商業賄賂を防止する内部統制コンプライアンス制度を制定・改正し、従業員や役員などに対するコンプライアンス研修を行うことで、企業や本社は経済面や風評面の損失を回避することができる。（全文計49条）

『乳幼児用調合食品原料等事項届出業務ガイドライン』

の印刷公布に関する通知

（発令元）市場監督管理総局弁公庁

（法令番号）市監特食発[2024]78号

（公布日）2024年10月9日

1. 主なポイント

- (1) 乳幼児用調合食品の原料等事項の届出主体について、中国国内で乳幼児用調合食

品を生産販売を行う予定である生産企業を届出人とすることを規定した。これは、乳幼児用調合食品の販売企業には届出義務履行義務がないことを意味する。

(第1条)

(2) 届出を受理する主体は、届出人所在地の省級市場監督管理部門とした。

(第2条)

(3) 届出人が提出すべき資料として、例えば実際に乳幼児用調合食品を生産する製品調合組成と用量を列挙した。届出資料上には、実際に生産に使用される表示割合中の食品添加物に含まれている食品原料、食品添加物及び補助材料などの構成成分の名称と含有量を明記すればよいとした。(第2条)

(4) 届出の具体的プロセスを規定しており、届出事項(食品原料、食品添加物、製品調合、ラベル)に変更があった場合、届出人は変更後に実際に生産する前に再届出が必要である点に留意しなければならない。(第3条)

(5) 中国国外の乳幼児用調合食品生産企業に対しは、本ガイドラインを参照して届出することを強制しておらず、届出していないことで処罰されることはない。

2. 今後の留意点

企業が届出を行う際、市場監督管理部門は、届出企業に対し提出資料の真実性についての承諾と責任を負うことを要求しており、虚偽の状況があった場合、届出人は行政処罰を受ける可能性がある。現地日系企業は、本ガイドラインの具体的な内容を速やかに把握しコンプライアンス運用し、政府当局からの処罰を受けないようにする必要がある。(全文計5条)

『商標権侵害事件違法経営額計算弁法』の印刷公布に関する通知

(発令元) 国家知識産権局、国家市場監督管理総局

(法令番号) 国知発保字[2024]34号

(公布日) 2024年10月30日

(施行日) 2024年10月30日

1. 主なポイント

(1) 本弁法の適用範囲として、本弁法が商標行政法執行部門が商標権侵害事件を処理する際の権利侵害者の違法経営額に対する計算に適用されること、また権利侵害者が商標侵害行為が存在すると認定されなかった場合には本弁法を適用せず、同時に民事紛争事件にも本弁法を適用しないことを定めた。(第2条)

(2) 権利侵害者の違法経営額概念及びその一般的な計算基準を定義した。違法経営額とは、当事者が商標権侵害行為実施に関わる権利侵害商品の価値総額又は権利侵害により発生した営業収入を指し、主に権利侵害商品の実際の販売平均価格、表示価格、市場中間価格等を参考にして違法経営額を計算する。権利侵害商品が販売されていない場合にも、違法経営額を計算しなければならない。(第4条、第5条)

- (3) 権利侵害された製品の市場中間価格の決定方法を規定し、「市場中間価格」の評価における操作性の高い解決方法を提供した。（第6条）
- (4) 請負材料等の加工請負商品、無料贈呈商品、リフォーム商品、レンタル商品等の権利侵害時の経営違反額の計算について具体的に定義した。例えば、贈呈された商品については、景品の実際の購入価格または製造コストに基づいて違法経営額を計算する。実際の購入価格又は製造コストを確定することができない場合、又は景品が非標準商品に属する場合には、表示価格又は権利侵害された商品の市場中間価格に基づき違法経営額を計算する。（第7条、第8条、第9条、第12条）

2. 今後の留意点

当該弁法は、商標法執行機構が商標権侵害事件を処理する際の違法経営額に対する認定基準を統一し、違法経営額の計算規則を細分化したことから、企業は違法経営額の計算に対し一定の期待感を持てる。本弁法は商標法執行機構による商標権侵害事件の処理に適用されるが、企業は民事紛争においても本弁法規則を参照にして違法経営額を計算することを検討できる。（全文計19条）

一部規則改正に関する税関総署による決定

（発令元）税関総署

（法令番号）税関総署第273号令

（公布日）2024年10月28日

（施行日）2024年12月1日

1. 主なポイント

- (1) 2018年『中華人民共和國税関貨物監督管理弁法』第12条に規定された輸入通関貨物に対する課税の税率と為替レートの確定規則を削除した。（第1条）
- (2) 税収政策の正確・公平・透明性を確保するため、『中華人民共和國税関行政賠償弁法』『中華人民共和國税関輸入貨物申告遅滞金徴収弁法』『中華人民共和國税関輸出入貨物課税価格査定弁法』など多数規則における「課税価格」を「税計算価格」に変更する。（第3条、第9条、第16条、第22等）

2. 今後の留意点

当該33条の部門規則改正は、主に新たな関税法（2024年12月1日より施行）を徹底するためである。これら部門規則の多くは文字表現の修正とはいえ、一部輸出入企業にとって重要な影響を与えるものでもあるため、関係日系企業は税関総署によるこれら規則改正と調整内容を適時に理解し、企業への影響を正しく理解し、コンプライアンス対応スキームを検討する必要がある。（全文計33条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2006年3月、張氏（女性、1969年9月27日生まれ）は北京のA企業にリスクコントロール部門の証憑審査業務（出納）として採用され、労働契約上は、非管理業務に従事すると約定されていた。2015年4月15日、張氏はA企業と無期労働契約を締結したが、職務の変更はなかった。

2019年9月12日、A企業は張氏が2019年9月27日に満50歳になるため、定年退職手続きを行うべきと判断し、張氏に定年退職手続きを知らせるメールを送信した。張氏はメールを受け取ったものの、人事ファイルには幹部との記載があり、職務は技術職であるため、定年退職は55歳であると認識していた。

その後、A企業は張氏に労働契約終了通知書を送付し、法定退職年齢に達したことにより張氏との労働契約関係を終了すると通知した。

これを不服とした張氏は、その後労働仲裁を申請し、A企業に対し2015年4月15日に締結した労働契約の継続履行を請求した。

2. 紛争の焦点

張氏の法定退職年齢は満50歳か、それとも満55歳か。

3. 弁護士分析

張氏の法定退職年齢は満50歳。具体的分析は以下の通り。

- (1) 女性従業員の法定退職年齢は、退職前の職位の性質（管理職・専門技術職又は非管理職のどちらか）に基づき認定されるものであり、労働者が幹部かの区別により退職年齢が確定するわけではない。

『「中華人民共和国労働法」の徹底執行に係る若干の問題に関する労働部による意見』（労部発[1995]309号）第75条には、雇用者が全従業員の労働契約制度を実行後、労働者職から幹部（技術）職への異動、または幹部（技術）職から労働者職への異動があった場合の法定退職年齢と条件は、現職に対する国家规定に基づき執行すると規定している。

また、『北京市人力資源・社会保障局の基礎管理の更なる強化、退職認可業務の規範化に係る問題に関する通知』（京人社養発[2011]49号）付属文書1『北京市基本養老保険退職認可業務手順告知書』は、通常通りに退職手続きを行う条件を、男性は満60歳、女性管理職・専門技術職は満55歳、女性非管理職は満50歳と規定している。

そのため、女性従業員が満50歳で退職すべきか、55歳以上で退職すべきかは、女性従業員の退職直前の職位の性質によって決まることになる。

- (2) 本案件において、張氏とA企業との労働契約には、張氏を「非管理職」として雇用することが明確に約定されている。張氏の人事ファイルには幹部との記載があるが、張氏はその職務が「管理職または専門技術職」であることを証明するに足りる十分な証拠を提出することはできなかった。

現時点での中国の各種規範性文書の中では「管理部署と専門技術部署と非管理部署」に対して正確な定義と分類基準が定められていなかったため、本件では労働者と企業が締結した労働契約に約定された職位の状況により原告の退職前の職位と定年年齢を認定しなければならず、張氏は「非管理職」であるため、満50歳で退職しなければならない。

4. 事件の裁判結果

労働仲裁と一審裁判所はいずれも張氏の訴訟請求を棄却した。

5. 今後の留意点

実務において、中国では各地域によって女性従業員の退職年齢に対する認定基準が異なる可能性があるため、企業が女性従業員の退職手続きをいつ行うかには論争がある。

企業と女性従業員との間における定年退職及び職位の性質に関する紛争発生を避けるため、企業は労働契約及び従業員規則において異なる職位の名称、性質、職責を明確にしておかなければならない。職位内容の約定が不明であることが原因で従業員と不必要な労働紛争を起こさないよう、必要に応じて現地弁護士や政府当局と事前に連絡を取り、女性従業員の退職年齢に対する認定基準を確認しておくことが重要となる。

また、2025年1月1日より、中国は法定退職年齢を引き上げる「段階的」政策を実施する。従業員の退職年齢引き上げは、現地企業の人事と管理、「役員人材」のキャリアラダー計画および「若手人材」の育成計画、労働契約の履行と終了、社会保険の納付、退職年齢の確定、退職手続きの申請などの各方面に直接的な影響を及ぼし、加えて従業員の高齢化がより多くの労災、病気休暇などの問題をもたらす可能性がある。そのため、各企業は現地で経験を持つ弁護士とのコミュニケーションを通じ、自社従業員の状況に応じて発生する可能性のある影響、問題、対策を事前に準備する必要がある。